

障発0318第4号  
令和2年3月18日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について

地域生活支援事業等の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号当職通知）の一部を別添1及び別添2のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、内容を御了知の上、都道府県においては管内市区町村へ周知されたい。

(別添1)

○「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  
別紙1「地域生活支援事業実施要綱」新旧対照表【令和2年4月1日適用】

改正後	現行
<p>別紙1 地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～7 (同右)</p> <p>(別記1-1)～(別記1-10) (同右)</p> <p>(別記1-11)</p> <p>市町村任意事業実施要領</p> <p>市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。</p> <p>(注) (同右)</p> <p>1 日常生活支援に関する事業 (1)～(5) (同右)</p>	<p>別紙1 地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(別記1-1)～(別記1-10) (略)</p> <p>(別記1-11)</p> <p>市町村任意事業実施要領</p> <p>市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。</p> <p>(注) (略)</p> <p>1 日常生活支援に関する事業 (1)～(5) (略)</p>

(6) 巡回支援専門員整備

- ア・イ (同右)
- ウ 事業内容等
- (ア) (同右)
- (イ) 実施方法

a・b (同右)

c 戸別訪問等

bの取組みにおいて、助言等をした障害のある子ども及びその家庭等に対して、引き続き見守り等が必要であると判断した場合に、専門員が関係機関の担当者と連携して、当該家庭への戸別訪問などを行い、継続的に支援を行う。

なお、より困難な事例を担当することが見込まれるため、専門員は障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する者等が望ましい。

d 関係機関との連携

ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。

また、発達障害者支援センターや児童相談所等の専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

e 専門性の確保

専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修(アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術)を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

(6) 巡回支援専門員整備

- ア・イ (略)
- ウ 事業内容等
- (ア) (略)
- (イ) 実施方法

a・b (略)

(新規)

c 関係機関との連携

ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。

また、発達障害者支援センターや児童相談所等の専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

d 専門性の確保

専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修(アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術)を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

<p>(7)・(8) (同右)</p> <p><u>(9) 児童発達支援センターの機能強化</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。</u></p> <p><u>イ 実施主体</u></p> <p><u>市町村</u></p> <p><u>ウ 事業内容</u></p> <p><u>基本事業として、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所（以下（9）において「対象事業所」という。）について、実施主体の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を推進する。</u></p> <p><u>また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業を選択して実施し、多様な地域支援を推進する。</u></p> <p><u>(ア) 基本事業</u></p> <p><u>基本事業は、a から c のいずれかを実施する対象事業所を対象とする。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所で a から c の複数を実施することとしても差し支えない。</u></p> <p><u>a 多障害等対応地域支援</u></p>	<p>(7)・(8) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	---------------------------------------

対象事業所において、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするための人材養成等（研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。

b 早期専門対応地域支援

対象事業所において、障害の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができるよう、従事職員の専門性の向上を図るための研修等の実施や他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

c 住民相談等対応地域支援

対象事業所の地域に開かれた運営を促進する観点から、相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

（事業例）

対象事業所周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施（説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害者支援に関する相談への対応や助言、及び事業所における介助や就労訓練の体験、地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施）

（イ） 選択事業

選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域

支援の取組みとして、以下のaからcのいずれかを対象事業所が選択して実施することができる。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所でaからcの複数を実施することとしても差し支えない。

a 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業  
(事業例)

- ・ 夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）
- ・ 学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施
- ・ 障害児の親に対する療育指導等の実施
- ・ 乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な一般子ども施策（利用者支援事業、市区町村子ども家庭総合支援拠点等）と連携した支援の提供等

b 障害が疑われる児童、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業  
(事業例)

- ・ 産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等）
- ・ 親子体験通園等の実施
- ・ 障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修
- ・ 母子保健施策や一般子ども施策からの、発達の気

<p><u>になる段階の子どもと家族の相談。また発達障害、 貧困、虐待等問題が複雑化しているハイリスクな子 どもと家族の相談 等</u></p> <p><u>c. 一定程度の知識と技量を有するソーシャルワーカーの 配置</u> <u>(配置するソーシャルワーカーの例)</u></p> <p><u>・10年以上の児童に関する経験を持つ、心理士、社 会福祉士、保育士、児童指導員、作業療法士、理学 療法士、相談支援専門員 等</u> <u>(本事業の実施に伴い新規に配置した者でなくても 差し支えないが、専ら本事業のみに携わる時間に 限って補助対象となることに注意すること)</u></p> <p>2 社会参加支援に関する事業 (1)～(6) (同右)</p> <p>3 就業・就労支援に関する事業 (1)・(2) (同右)</p> <p><u>(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業</u> <u>ア 目的</u> <u>重度障害者等(ウ(イ)に掲げる者をいう。以下同じ。)に対す る就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職 場等における支援を実施する。</u></p> <p><u>イ 実施主体</u> <u>市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合</u></p>	<p>2 社会参加支援に関する事業 (1)～(6) (略)</p> <p>3 就業・就労支援に関する事業 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	---

ウ 事業内容

(ア) 支援内容

企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 49 条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、市町村等が必要と認めたときに重度障害者等の通勤や職場等における支援を行う。

(イ) 対象者

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、原則当該市町村等に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

a 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、1 週間の所定労働時間が 10 時間以上のもの

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 週所定労働時間 10 時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が 10 時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

※ 就労継続支援 A 型事業所の利用者を除く。

b 自営業者等（(イ) a の対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。）であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得

の向上が見込まれると市町村等が認めたもの

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とすることを基本とする。

(ウ) 支援対象範囲

(イ) aの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、今後改正され令和2年10月1日から施行予定である、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(イ) bの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援の部分（時間）とする。

(エ) 支援を提供する者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者（以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。）であって、支援を提供するに相応しい者として市町村等が認めたものとする。

(オ) 支援方法

当該民間企業及び関係者が作成する支援計画書を伴った

本事業の利用申請に基づき、市町村等において、(ウ)の支援対象について、当該対象者が重度訪問介護等サービス事業者から重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを基本としつつ、障害者雇用納付金に基づく助成金の活用状況、障害者本人の状況、民間企業の企業規模等を勘案した上で、支援の必要性や方法を判断することとする。

(カ) 費用単位等

重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを支援する場合、その費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を基本とする。

また、障害者本人の負担については、市町村等の判断によるものとする。

エ 留意事項

ウ(イ) a に掲げる者に対する支援に当たっては、民間企業及び関係者(市町村等、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構その他地域の関係者)が、適宜連携をして事業を実施することとする。

また、上記のほか、支援計画書の作成方法その他本事業の実施に当たって必要な事項については、別途通知する。

【別添3】(同右)

【別添3】(略)

<p>(別記1-12)～(別記1-15)(同右)</p> <p>(別記1-16)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業実施要領</p> <p>1 目的 市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施事業</p> <p>(1) 都道府県相談支援体制整備事業(同右)</p> <p>(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p>ア 目的(同右)</p> <p>イ 実施主体</p> <p><u>(1) 2の(2)のウの別添1及び別添2の事業</u> 都道府県、特別区及び保健所を設置している市町村</p> <p><u>(2) 2の(2)のウの別添3の事業</u> <u>都道府県及び指定都市</u></p> <p>ウ 事業内容 平成26年3月31日障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」の別添1、<u>別添2及び別添3</u>に基づき実施する事業。</p> <p>エ 留意事項(同右)</p> <p>(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(同右)</p>	<p>(別記1-12)～(別記1-15)(略)</p> <p>(別記1-16)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業実施要領</p> <p>1 目的 市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施事業</p> <p>(1) 都道府県相談支援体制整備事業(略)</p> <p>(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p>ア 目的(略)</p> <p>イ 実施主体 都道府県、特別区及び保健所を設置している市町村</p> <p>ウ 事業内容 平成26年3月31日障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」の別添1 <u>及び</u>別添2に基づき実施する事業。</p> <p>エ 留意事項(略)</p> <p>(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(略)</p>
---	--

<p>(別記1-17) サービス・相談支援者、指導者育成事業実施要領</p> <p>1 目的 (同右)</p> <p>2 事業内容 (1)～(4) (同右)</p> <p><u>(5) 障害者ピアサポート研修事業</u></p> <p><u>ア 目的</u> 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。</p> <p><u>イ 実施主体</u> 都道府県・指定都市</p> <p><u>ウ 事業内容</u> 令和2年3月6日障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者ピアサポート研修事業の実施について」に基づき実施する事業</p>	<p>(別記1-17) サービス・相談支援者、指導者育成事業実施要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
---	---

<p>(6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（同右）</p> <p>(7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（同右）</p> <p>(8) 精神障害関係従事者養成研修事業（同右）</p> <p>(9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業（同右）</p> <p>(10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業  ア・イ（同右）  ウ 事業内容  移動支援事業等に従事する者等の資質の向上のため実施する研修事業（(1) から (9) までに該当する事業を除く。）</p> <p>3 留意事項（同右）</p> <p>（別記1－18）  都道府県任意事業実施要領</p> <p>都道府県等は、都道府県必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。</p> <p>1 日常生活支援に関する事業</p>	<p>(5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（略）</p> <p>(6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（略）</p> <p>(7) 精神障害関係従事者養成研修事業（略）</p> <p>(8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業（略）</p> <p>(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業  ア・イ（略）  ウ 事業内容  移動支援事業等に従事する者等の資質の向上のため実施する研修事業（(1) から (8) までに該当する事業を除く。）</p> <p>3 留意事項（略）</p> <p>（別記1－18）  都道府県任意事業実施要領</p> <p>都道府県等は、都道府県必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。</p> <p>1 日常生活支援に関する事業</p>
--	---

<p>(1) ~ (3) (同右)</p> <p>(4) 児童発達支援センターの機能強化</p> <p>ア・イ (同右)</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>基本事業として、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所（以下（４）において「対象事業所」という。）について、実施主体の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を推進する。</p> <p>また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業を選択して実施し、多様な地域支援を推進する。</p> <p>(ア) (同右)</p> <p>(イ) 選択事業</p> <p>選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みとして、以下の <u>a から c のいずれかを対象事業所が選択して実施することができる。なお、地域の实情に応じて一つの対象事業所で a から c の複数を実施することとしても差し支えない。</u></p> <p>a 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業 (事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）</li> <li>・ 学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施</li> </ul>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 児童発達支援センター<u>等</u>の機能強化<u>等</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>基本事業として、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所（以下（４）において「対象事業所」という。）について、実施主体の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を推進する。</p> <p>また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業を選択して実施し、多様な地域支援を推進する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 選択事業</p> <p>選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みとして、以下の <u>a 及び b の中から</u> 対象事業所が選択して実施することができる。</p> <p>a 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業 (事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）</li> <li>・ 学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児の親に対する療育指導等の実施</li> <li>・ 乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な一般子ども施策（利用者支援事業、市区町村子ども家庭総合支援拠点等）と連携した支援の提供等</li> </ul> <p>b <u>障害が疑われる児童、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業</u>  （事業例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等）</li> <li>・ 親子体験通園等の実施</li> <li>・ 障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修</li> <li>・ <u>母子保健施策や一般子ども施策からの、発達気になる段階の子どもと家族の相談。また発達障害、貧困、虐待等問題が複雑化しているハイリスクな子どもと家族の相談 等</u></li> </ul> <p>c <u>一定程度の知識と技量を有するソーシャルワーカーの配置</u>  （配置するソーシャルワーカーの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>10年以上の児童に関する経験を持つ、心理士、社会福祉士、保育士、児童指導員、作業療法士、理学療法士、相談支援専門員 等</u></li> </ul> <p><u>（本事業の実施に伴い新規に配置した者でなくても差</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児の親に対する療育指導等の実施</li> <li>・ 乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供等</li> </ul> <p>b <u>障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業</u>  （事業例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等）</li> <li>・ 親子体験通園等の実施</li> <li>・ 障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修 <u>等</u></li> </ul> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;"><u>し支えないが、専ら本事業のみに携わる時間に限って補助対象となることに注意すること)</u></p> <p>(5) ~ (7) (同右)</p> <p>2 社会参加支援に関する事業 (1) ~ (9) (同右)</p> <p>(10) 障害者自立 (いきいき) 支援機器普及アンテナ事業 ア 目的 地域において、障害者等や支援者、行政職員、<u>医療福祉専門職、その他開発企業等の関係者ら</u>が連携した上で、<u>障害者等の支援機器 (福祉用具や日常生活用具等含む) に関する相談窓口の設置</u>や利活用事例の普及等を図ることにより、支援機器を活用した障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体 (同右)</p> <p>ウ 事業内容 <u>支援機器に関する相談窓口を設置し、地域における関係機関と連携を図りながら、課題の解決及び利活用事例の普及を図る。なお、実施に当たっては、全体を統括するプロジェクトマネージャー (障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者) を配置すること。</u></p>	<p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>2 社会参加支援に関する事業 (1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 障害者自立 (いきいき) 支援機器普及アンテナ事業 ア 目的 地域において<u>障害者等の支援機器に関して</u>、障害者等や支援者、行政職員、その他開発企業等の関係者が連携した上で、<u>支援機器の展示等の実施、医療福祉専門職 (理学療法士・作業療法士等) による支援機器の利活用事例の普及等</u>を図ることにより、支援機器を活用した障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体 (略)</p> <p>ウ 事業内容 全体を統括するプロジェクトマネージャー (障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者) を配置し、<u>次の (ア) から (ウ) までに掲げる事業を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 相談窓口の設置等</u> <u>障害者等や家族、支援者等から支援機器の相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機器の活用により課題解決を図る。</u></p> <p><u>(イ) 支援機器のニーズへの対応</u> <u>支援機器に関する相談等を通して、地域のニーズや課題を把握し、支援機器についての情報収集を行うとともに</u></p>
---	---

<p>エ 留意事項</p> <p>(ア) <u>事業実施に当たっては、医療福祉施設、更生相談所、取扱事業者等、地域の関係機関と連携に努めることとし、試用品や展示品等の確保の際は、既存の社会資源を活用しても差し支えない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ) 専門的知見を有する機関への委託または補助を可能とする。</p> <p>(ウ) <u>支援機器に関する相談等を通して把握した地域のニーズや課題等については、国へ情報提供をお願いすることがある。</u></p> <p>(11) 企業CSR連携促進（同右）</p>	<p><u>に、開発企業・取扱事業者等と連携し、ニーズ等への対応を行う。</u></p> <p><u>また、医療福祉専門職（理学療法士・作業療法士等）による医療機関・障害福祉サービス事業所等に対する訪問等により、支援機器の利活用事例を普及する。</u></p> <p><u>(ウ) 地域の関係機関のネットワーク構築等</u></p> <p><u>支援機器の利用希望者が試用できる機会を提供し、より適切な機器の選定が可能となるよう、医療福祉施設、更生相談所、取扱事業者等のネットワークの構築及びその紹介を行うとともに、支援機器に関する情報発信を行う。</u></p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) 事業実施に当たっては、<u>情報収集を行い、試用品や展示品等を確保するため、地域における関係機関との連携体制を構築すること。</u></p> <p><u>(イ) 事業を実施する際は、地域の医療福祉施設やリハビリテーションセンター、各都道府県等の医療福祉専門職等の職能団体、既存の介護分野の取組等の社会資源を活用しても差し支えない。</u></p> <p>(ウ) 専門的知見を有する機関への委託または補助を可能とする。</p> <p>(エ) <u>本事業で把握した情報（ニーズ、課題、地域資源等）は、別途報告を求めることがあるため、その記録を保存しておくこと。また、国が実施する障害者自立支援機器等開発促進事業との連携をお願いすることがある。</u></p> <p>(11) 企業CSR連携促進（略）</p>
---	---

<p>3 就業・就労支援に関する事業（同右）</p> <p>4 重度障害者に係る市町村特別支援（同右）</p> <p><u>5 障害福祉のしごと魅力発信事業</u></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>障害福祉サービス等利用者は年々増加している一方、サービス提供を行う福祉・介護職員（直接処遇職員）の人材不足について、関係団体等からも声が上がっている。</u></p> <p><u>障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉に対して抱えているイメージを変えることで、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。</u></p> <p><u>(2) 実施主体</u></p> <p><u>都道府県</u></p> <p><u>(3) 事業内容</u></p> <p><u>小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉現場の人材不足解消に寄与するようなイベントを開催する。</u></p> <p><u>ア 事業例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 地域の法人等による就職者向けセミナーや相談会</u></li> <li><u>・ 介護士などのモデル的な支援の体験講座</u></li> </ul>	<p>3 就業・就労支援に関する事業（略）</p> <p>4 重度障害者に係る市町村特別支援（略）</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	--

<p><u>イ 委託先、連携先例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>都道府県福祉人材センターバンク</u></li><li>・ <u>都道府県社会福祉協議会</u></li><li>・ <u>都道府県労働局（ハローワーク等）</u></li><li>・ <u>地域の社会福祉法人、企業、学校など</u></li></ul> <p><u>(4) 厚生労働省への報告</u> <u>実施主体は、(3)に定める事業内容の実施状況について、別に定めるところにより報告書を作成し厚生労働省に報告する。</u></p> <p>(別記1-19) (同右)</p>	<p>(別記1-19) (略)</p>
--	---------------------

(別添2)

○「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  
別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」新旧対照表【令和2年4月1日適用】

改正後	現行
<p>別紙 2</p> <p>地域生活支援促進事業実施要綱</p> <p>1・2 (同右)</p> <p>3 事業の種類</p> <p>(1) 都道府県地域生活支援促進事業 実施主体は、次のアからハまでに掲げる事業を実施することができるものとする。 なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等(地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。)に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>ア～オ (同右)</p> <p>カ 工賃向上計画支援等事業</p> <p>(ア) 基本事業</p> <p><u>a 工賃等向上事業</u> <u>就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援を行う事業。</u></p>	<p>別紙 2</p> <p>地域生活支援促進事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業の種類</p> <p>(1) 都道府県地域生活支援促進事業 実施主体は、次のアからネまでに掲げる事業を実施することができるものとする。 なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等(地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。)に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 工賃向上計画支援等事業</p> <p>(ア) 基本事業</p> <p><u>就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援を行う事業。</u></p>

- b 共同受注窓口の機能強化事業  
企業と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを促進するため、全都道府県における共同受注窓口の機能強化などを行う事業。
- c 在宅就業マッチング支援等事業  
在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築、販路開拓等の支援を行う事業。
- d 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が実施するcに掲げる事業に対し補助する事業。

(イ) 特別事業

農福連携マルシェの開催や障害者就労支援施設等へ農業に関する専門家派遣等を行う事業。

キ～ナ（同右）

ニ 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業

地域生活支援事業の実態把握調査及び効果的な取組の実施を推進する事業。

ヌ・ネ（同右）

ノ 地域における読書バリアフリー体制強化事業  
視覚障害者等の読書環境の整備を図る事業。

ハ 聴覚障害児支援中核機能モデル事業

(イ) 特別事業

- a 共同受注窓口による情報提供体制の整備、農福連携マルシェの開催や障害者就労支援施設等へ農業に関する専門家派遣等を行う事業。
- b 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業。
- c 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が実施するbに掲げる事業に対し補助する事業。

キ～ナ（略）

ニ 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業

地域生活支援事業の効果的な実施を図るための実態把握等を行う事業。

ヌ・ネ（略）

（新規）

（新規）

聴覚障害児への支援について、地方自治体の体制整備及び聴覚障害児とその家族に対する切れ目のない支援を実施する事業。

(2) 市町村地域生活支援促進事業

実施主体は、次のアからキまでに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては事業の実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア～オ（同右）

カ 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業

地域生活支援事業の実態把握調査及び効果的な取組の実施を推進する事業。

キ（同右）

(3) 特別促進事業（同右）

4 事業の実施

各事業の実施は、事業ごとに定める次に掲げる実施要領による。

(1) 都道府県地域生活支援促進事業

ア～ナ（同右）

ニ 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業実施要領（別記2-22）

ヌ・ネ（同右）

ノ 地域における読書バリアフリー体制強化事業実施要領（別記2-26）

ハ 聴覚障害児支援中核機能モデル事業実施要領（別記2-27）

(2) 市町村地域生活支援促進事業

実施主体は、次のアからキまでに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては事業の実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア～オ（略）

カ 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業

地域生活支援事業の効果的な実施を図るための実態把握等を実施する事業。

キ（略）

(3) 特別促進事業（略）

4 事業の実施

各事業の実施は、事業ごとに定める次に掲げる実施要領による。

(1) 都道府県地域生活支援促進事業

ア～ナ（略）

ニ 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業実施要領（別記2-22）

ヌ・ネ（略）

（新規）

（新規）

<p>(2) 市町村地域生活支援促進事業 ア～オ (同右) カ <u>地域生活支援事業の効果的な取組推進事業実施要領</u> (別記2-22) キ (同右)</p> <p>(3) 特別促進事業 (別記2-<u>28</u>)</p> <p>5～7 (同右)</p> <p>(別記2-1)～(別記2-7) (同右)</p> <p>(別記2-8) 障害者芸術・文化祭開催事業実施要領</p> <p>1 目的 障害者芸術・文化祭 (平成13年5月31日付障発第241号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいい、以下この実施要領において「芸術・文化祭」という。)を開催することにより、全ての障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 当該年度における芸術・文化祭の開催地である都道府県 (以下この実施要領において「開催都道府県」という。)</p>	<p>(2) 市町村地域生活支援促進事業 ア～オ (略) カ <u>地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業実施要領</u> (別記2-22) キ (略)</p> <p>(3) 特別促進事業 (別記2-<u>26</u>)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(別記2-1)～(別記2-7) (略)</p> <p>(別記2-8) 障害者芸術・文化祭開催事業実施要領</p> <p>1 目的 障害者芸術・文化祭 (平成13年5月31日付障発第241号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいい、以下この実施要領において「芸術・文化祭」という。)を開催することにより、全ての障害者の芸術<u>及び</u>文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 当該年度における芸術・文化祭の開催地である都道府県 (以下この実施要領において「開催<u>地</u>都道府県」という。)</p>
--	--

<p>3 主催</p> <p>(1) 芸術・文化祭は、厚生労働省、開催都道府県、開催市町村、障害者関係団体等の<u>主催</u>により開催することとし、その代表は開催都道府県とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 都道府県実行委員会</p> <p>(1) 開催都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。</p> <p>(2) 実行委員会の組織及び運営方法は、開催都道府県が定める。</p> <p>5 開催地等（同右）</p> <p>6 事業内容</p> <p>(1) 芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。</p> <p>(2) 開催都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各地域で障害者の芸術・文化活動の推進を目的としてサテライト開催される芸術・文化祭等と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3 主催</p> <p>(1) 芸術・文化祭は、厚生労働省、開催<u>地</u>都道府県、開催<u>地</u>市町村、障害者関係団体等の<u>共催</u>により開催することとし、その代表は開催<u>地</u>都道府県とする。</p> <p><u>(2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。</u></p> <p>4 都道府県実行委員会</p> <p>(1) 開催<u>地</u>都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。</p> <p>(2) 実行委員会の組織及び運営方法は、開催<u>地</u>都道府県が定める。</p> <p>5 開催地等（略）</p> <p>6 事業内容</p> <p>(1) 芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。</p> <p>(2) 開催<u>地</u>都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各地域で障害者の芸術・文化活動の推進を目的としてサテライト開催される芸術・文化祭等と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。</p> <p><u>7 実施要綱</u></p> <p><u>毎年</u>の芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱は、平成13年5月31日付障発第241号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に則り、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生</p>
--	--

<p><u>(削除)</u></p> <p>(別記 2 - 9) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業実施要領</p> <p>1 目的 (同右)</p> <p>2 実施主体 都道府県 (当該年度における障害者芸術・文化祭 (平成 13 年 5 月 31 日付障発第 241 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいう。以下この実施要領において同じ。) の開催都道府県を除く。)</p> <p>3 事業内容 (1) <u>障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。</u>  (2) 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。</p> <p>4 留意事項</p>	<p><u>労働省と協議してこれを決定する。</u></p> <p>8 留意事項 <u>芸術・文化祭の呼称については、開催地名の追加等は差し支えないが、広報物等における略称表記は行わないこと。</u></p> <p>(別記 2 - 9) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業実施要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 都道府県 (当該年度における障害者芸術・文化祭 (平成 13 年 5 月 31 日付障発第 241 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいう。以下この実施要領において同じ。) の開催<u>地である</u>都道府県を除く。)</p> <p>3 事業内容 (1) <u>サテライト型障害者芸術・文化祭等 (障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示会、舞台公演又はフェスティバル等をいう。以下この実施要領において同じ。) を開催する。</u> (2) <u>サテライト型障害者芸術・文化祭等は</u>、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。</p> <p>4 留意事項</p>
--	--

<p>(1) <u>事業</u>の開催期間は、概ね2日以上とする。</p> <p>(2) <u>事業</u>の開催に当たっては、外部の専門家や地域の有識者等の意見を取り入れるための仕組みとして実行委員会等を組織し、地域のニーズの把握や効果的な企画の立案等を行うこと。</p> <p>(3) 障害者芸術・文化祭の開催都道府県に配置するコーディネーター等との連携を図ること。</p> <p>(4) (同右)</p> <p>(別記2-10)～(別記2-18) (同右)</p> <p>(別記2-19) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要領</p> <p>1 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、<u>ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り</u>等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</p> <p>2・3 (同右)</p> <p>(別記2-20) (同右)</p>	<p>(1) <u>サテライト型障害者芸術・文化祭等</u>の開催期間は、<u>休日等を含んで</u>概ね2日以上とする。</p> <p>(2) <u>サテライト型障害者芸術・文化祭等</u>の開催に当たっては、外部の専門家や地域の有識者等の意見を取り入れるための仕組みとして実行委員会等を組織し、地域のニーズの把握や効果的な企画の立案等を行うこと。</p> <p>(3) 障害者芸術・文化祭の開催<u>地である</u>都道府県に配置するコーディネーター等との連携を図ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(別記2-10)～(別記2-18) (略)</p> <p>(別記2-19) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要領</p> <p>1 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入<u>及び</u>ピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(別記2-20) (略)</p>
---	--

(別記 2-21)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領

## 1 目的

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。

また、このような地域づくりを進めるにあたっては、精神科医療機関や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。

このため、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、本事業を実施する圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

(別記 2-21)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領

## 1 目的

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。

また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。

このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<p>2 実施主体 都道府県、市町村（保健所を設置しているものに限る。）及び特別区（以下この実施要領において「都道府県等」という。）</p> <p><u>※3（9）の事業メニューに関しては、都道府県及び指定都市に限る。</u></p> <p>3 事業内容等</p> <p>(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 都道府県等は、事業を実施する圏域において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。</p> <p>(ア) 協議の場の参加者について 保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。</p> <p>a～d(同右)</p> <p>e 医療関係者：精神科<u>医療機関</u>、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、</p>	<p>2 実施主体 都道府県、市町村（保健所を設置しているものに限る。）及び特別区（以下この実施要領において「都道府県等」という。）</p> <p>3 事業内容等</p> <p>(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 都道府県等は、事業を実施する圏域（<u>障害保健福祉圏域を原則とする。</u>）において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。</p> <p>(ア) 協議の場の参加者について 保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。</p> <p>a～d（略）</p> <p>e 医療関係者：精神科<u>病院</u>、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作</p>
--	---

<p>作業療法士等</p> <p>f (同右)</p> <p><u>g 精神障害当事者及びその家族</u></p> <p><u>h その他の関係者：関係機関、関係団体、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等</u></p> <p>(イ) 協議の場における協議内容について <u>地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域アセスメント（地域の現状分析）を実施し、その結果を共有の上、具体的な目標を設定すること。</u></p> <p>(協議内容の例)</p> <p>a <u>普及啓発に係る事項</u></p> <p>b <u>精神障害者の家族支援に係る事項</u></p> <p>c <u>精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。）</u></p> <p>d <u>ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。）</u></p> <p>e <u>アウトリーチ支援に係る事項</u></p> <p>f <u>措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項</u></p>	<p>業療法士等</p> <p>f (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>g その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、</u>障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等</p> <p>(イ) 協議の場における協議内容について <u>協議内容は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容であること。</u></p> <p>(協議内容の例)</p> <p>a <u>精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。）</u></p> <p>b <u>ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。）</u></p> <p>c <u>アウトリーチ支援に係る事項</u></p> <p>d <u>措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項</u></p> <p>e <u>入院中の精神障害者の地域移行に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。）</u></p> <p>f <u>精神障害者の家族支援に係る事項</u></p>
---	---

<p><u>g</u> <u>構築推進サポーターの活用に係る事項</u></p> <p><u>h</u> <u>精神医療相談に係る事項</u></p> <p><u>i</u> <u>医療連携体制の構築に係る事項</u></p> <p><u>j</u> <u>精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事項</u></p> <p><u>k</u> <u>入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。）</u></p> <p><u>l</u> <u>地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項</u></p> <p><u>m</u> <u>その他（<u>地域</u>包括ケアシステムの構築に資する事項）</u></p> <p>(ウ) <u>協議の場の開催について</u>  <u>協議の場については、必ず開催すること。なお、協議の場の開催頻度については、都道府県等の実情に応じて決定すること。事業内容の評価や地域包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。</u></p> <p>(2) <u>普及啓発に係る事業</u>  <u>都道府県等は、各地域におけるシンポジウムやフォーラムの開催など普及啓発事業の実施により、精神障害に対する地域住民の理解を深めるよう努めること。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>g</u> <u>精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項</u></p> <p><u>h</u> <u>包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項</u></p> <p><u>i</u> <u>普及啓発に係る事項</u></p> <p><u>j</u> <u>その他（包括ケアシステムの構築に資する事項）</u></p> <p>(ウ) <u>協議の場の開催について</u>  <u>協議の場の開催頻度は、<u>四半期に1回程度とすること</u>が望ましいが、合理的な理由があればこの限りでない。<u>事業内容の評価や包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。</u></u></p> <p>(2) <u>精神障害者の住まいの確保支援に係る事業</u>  <u>都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す1年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮</u></p>
--	--

(3) 精神障害者の家族支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の家族が地域包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。

なお、実施においては、以下の点に留意すること。

ア 相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。

イ 協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。

ウ 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう努めること。

エ 家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。

(4) 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築

するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も合わせて検討することが望ましい。

(3) ピアサポートの活用に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成する等、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

(4) アウトリーチ支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（以下この実施要領において「アウトリーチ支援」という。）を行い、支援対象者及びその家族等（以下この実施要領において「対象者」という。）の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。

等がある。この際、障害福祉計画等に示す1年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も併せて検討することが望ましい。

- (5) ピアサポートの活用に係る事業  
都道府県等は、精神障害者が地域の一員として安心して自

また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。

実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して実施するものとする。

(対象者の例)

- ・ 精神疾患が疑われる未治療者
- ・ 精神科医療の中断者
- ・ ひきこもりの精神障害者
- ・ 精神科病院への入退院を繰り返す者
- ・ 精神疾患による長期（概ね1年以上）入院後の退院者
- ・ アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者

アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。

新規導入者の選定、概ね6ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等（保健所、精神保健福祉センター等）及び支援者等が参画したケース・カンファレンスを開催すること。

また、新規者、概ね6ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。

- (5) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大について検討する等により、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

(6) アウトリーチ支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（以下この実施要領において「アウトリーチ支援」という。）を行い、支援対象者及びその家族等（以下この実施要領において「対象者」という。）の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。

また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。

実施にあたっては、実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して行うものとする。

(対象者の例)

- ・ 精神疾患が疑われる未治療者
- ・ 精神科医療の中断者
- ・ ひきこもりの精神障害者
- ・ 精神科病院への入退院を繰り返す者
- ・ 精神疾患による長期（概ね1年以上）入院後の退院

都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。

(6) 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。

者

・ アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者

アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。

新規導入者の選定、概ね6ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等（保健所、精神保健福祉センター等）及び支援者等が参画したケース・カンファレンスを開催すること。

また、新規者、概ね6ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。

(7) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。

(7) 精神障害者の家族支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。なお、実施においては、以下の点に留意すること。

ア 相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。

(8) 構築推進サポーターの活用に係る事業

都道府県等は、自治体等関係機関が退院前の精神障害者や退院後の精神障害者の支援を行うに際し、構築推進サポーター（※）の活用に努めること。

(※業務の例)

各種福祉サービスの利用方法、活用方法に係る必要な助言や指導等を医療機関や指定一般相談支援事業所等に行うとともに、取組に係る意識啓発を行う。

- ・ 病院や施設等の関係機関に対する協力要請、地域資源に係る情報提供
- ・ 退院後支援計画に対する必要な助言、指導
- ・ 課題解決に関する助言、指導
- ・ 自治体等が開催する研修会の講師 等

(※職種の例)

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業に参加する都道府県、指定都市及び特別区が

イ 協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。

ウ 包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう努めること。

エ 家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。

(新規)

推薦し、国で任命する都道府県等密着アドバイザー

- ・ 精神保健福祉士またはこれと同等程度の知識を有する者のうち、地域包括ケアシステムの構築に必要な体制整備の総合調整能力を有する者として自治体が選定した者（地域援助事業者等）

(9) 精神医療相談に係る事業

ア 24時間精神医療相談窓口

都道府県等は、特に休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口の機能を設けるものとする。

精神医療相談窓口においては、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。

なお、当該窓口の整備にあたっては、既に整備されている相談窓口等の連携により、地域において24時間の相談体制が確保されることを妨げるものではない。

イ 相談体制

相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対応できるものとする。

相談窓口には、精神科の臨床経験を有する看護職員、精神保健福祉士、その他当該地域の精神保健福祉対策に精通

(新規)

した者を置くものとする。また、精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制（精神科医のオンコール等による。）を整えるものとする。

ウ 精神医療相談窓口の周知

相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報するものとし、内科、小児科等の休日・夜間診療案内等と併せて行うなど、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう効果的な周知に努めるものとする。

(10) 医療連携体制の構築に係る事業

都道府県等は、身体合併症を有する精神障害者や従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者等の治療を実施するために、精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築に努めること。

(支援対象者の例)

従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者

(事業内容の例)

医療機関及びその他関係者による連携会議の開催、研修の開催等

(11) 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業

都道府県等は、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、

(新規)

(8) 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

都道府県等は、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介

介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。

なお、研修においては、以下の点に留意すること。

ア 原則、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係職員が合同で参加するものとなるよう努めること。

イ 精神科医療機関等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行・地域定着に関し相互理解を深められるものであること。

ウ 地域包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

(12) 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

都道府県等は、精神科医療機関等に入院中の患者を対象に、包括的な相談支援の実施等、地域生活支援に係る取組に努めること。

(13) 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、地域包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、ReMHRAD(リムラッド)(地域精神保健医療福祉資源分析データベース)や精神保健福祉資料等の既存データの活用、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズの把握による現状分析及び事業の評価等がある。

介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。

(新規)

ア 精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。

イ 包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

(9) 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの活用、分析、評価、活用等がある。

(10) 普及啓発に係る事業

都道府県等は、各地域でのシンポジウム等の普及啓発事業の実施により、精神障害者に対する地域住民の理解を深めるよう努めること。

(14) その他

都道府県等は、(1) から (13) までに掲げる事業のほか、地域包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。

4 留意事項

(1) 都道府県等は、本事業を実施するにあたり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」において作成する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」を参照・活用すること。

(2) 支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。

(3) 都道府県等は、事業の一部を補助により実施する場合、事業の趣旨を踏まえた補助に係る要綱を定める等、事業が適切に行われるよう必要かつ適切に関与しなければならない。

(4) 都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

(5) 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可

(11) その他

都道府県等は、(1) から (10) までに掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。

4 留意事項

(新規)

(1) 支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。

(2) 都道府県等は、事業の一部を補助により実施する場合、事業の趣旨を踏まえた補助に係る要綱を定める等、事業が適切に行われるよう必要かつ適切に関与しなければならない。

(3) 都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

(4) 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可

能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。

- (6) 都道府県等は、地域の実情に合わせ3(2)～(14)の事業メニューを実施することができるが、その際は、3(1)に定めた協議の場を必ず設けるものとする。

ただし、3(9)の事業メニューのみを実施する場合にあつては、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱（平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）の3(1)に定める精神科救急医療体制連絡調整委員会等に代えることができる。

- (7) 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うこと。

- (8) 都道府県等は、本事業を実施した場合、事業メニュー毎の実施内容やピアサポーター養成者数などの実績について、別途通知する様式により翌年度4月末までに、当部精神・障害保健課あて報告を行うこと。

- (9) 都道府県等は、国が地域包括ケアシステムの構築推進に向けて実施する会議や調査等に協力すること。

- (10) 別紙2の3の(1)のなお書きの規定にかかわらず、実施主体が団体等（市町村、特別区、広域連合、一部事務組合を

能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。

- (5) 都道府県等は、地域の実情に合わせ3(2)～(10)の事業メニューを実施することができるが、その際は、3(1)に定めた協議の場を必ず設けるものとする。

- (6) 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。

(新規)

- (7) 都道府県等は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて国が実施する会議や調査等に協力すること。

- (8) 別紙2の3の(1)のなお書きの規定にかかわらず、実施主体が団体等（市町村、特別区、広域連合、一部事務組合を

<p>含む。)に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>(別記2-22)  <u>地域生活支援事業の効果的な取組推進事業実施要領</u></p> <p>1 目的 (同右)</p> <p>2 実施主体  都道府県、市区町村 (市町村及び特別区をいう。以下この実施要領において同じ。)</p> <p>3 事業内容  実施主体は、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 地域生活支援事業運営協議会の設置・運営 (同右)</p> <p>(2) 実態把握調査の実施  実施主体は、アの対象地方公共団体内で実施するイの対象事業について、<u>厚生労働省から提供される調査票 (案) を基本に、地域の実情を踏まえ、運営協議会で検討した内容に関する</u>実態把握調査を実施する。</p>	<p>含む。)に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>(別記2-22)  <u>地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業実施要領</u></p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体  都道府県、市区町村 (市町村及び特別区をいう。以下この実施要領において同じ。) <u>のうち都道府県が推薦するもの</u></p> <p>3 事業内容  実施主体は、次の <u>(1) から (3) までに掲げる事業の全て</u>を実施する。</p> <p>(1) 地域生活支援事業運営協議会の設置・運営 (略)</p> <p>(2) 実態把握調査の実施  実施主体は、アの対象地方公共団体内で実施するイの対象事業について、<u>ウの調査内容による</u>実態把握調査を実施する。</p>
--	---

<p>ア・イ（同右）</p> <p>ウ 調査内容</p> <p><u>厚生労働省から別途送付する調査票（案）を基本として、</u>  <u>（1）の運営協議会等により地域の実情を踏まえて設定する。</u></p> <p><u>（3） 地域生活支援事業の効果的な取組の実施</u></p>	<p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 調査内容</p> <p><u>調査内容は次の（ア）及び（イ）に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（ア） 基礎的調査</u>  <u>実施主体は、基礎的調査として、別に定める手法等により、次のaからeまでに掲げる情報について収集・分析を行うものとする。</u></p> <p><u>a 地域の障害者等に関する情報</u>  <u>b 対象事業の利用に関する情報</u>  <u>c 対象事業を実施又は運営する事業者等の情報</u>  <u>d 対象事業との代替性・補完性を有する地域資源に関する情報</u>  <u>e その他運営協議会が必要と認める情報</u></p> <p><u>（イ） 利用者の満足度等調査</u>  <u>実施主体は、利用者の満足度等調査として、別に定める手法等により、次のa及びbに掲げる意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>a 対象事業の利用に関する障害者等又はその家族の意見</u>  <u>b 対象事業の利用による生活状況の改善等に関する医療福祉専門職の意見</u>  <u>c その他運営協議会が必要と認める者の意見</u></p> <p><u>（新規）</u></p>
---	--

地域生活支援事業の効果的な取組を検証、実施することにより、課題と好事例を収集し、全国に効果的な取組の普及を図る。

【事業実施の例】

- ・ 障害者ニーズに留意した事業適正化の取組の工夫
- ・ 事業の質の向上に向けた取組
- ・ 利用者ニーズの適正な把握と、それに基づく効果的な事業の見直し
- ・ 広域実施の取組などの効率的・効果的な取組（対象者や社会資源が少ない地域、調整が困難な事例への対応など）
- ・ 地域生活支援事業以外の施策との連携 等

(4) 厚生労働省への報告

実施主体は、運営協議会による議論や（2）の実態把握調査の結果や（3）の効果的な取組の実証による課題等を踏まえた報告書を作成し、厚生労働省に報告する。

4 留意事項

(1) (同右)

(2) 3の(3)の効果的な取組の実施については、地域生活支援事業の効果的な取組について課題を検証するための各自治体の新たな試みに対する係り増し経費に要する補助であるため、各自治体の既存事業や地域生活支援事業の各事業と重複するものについては補助対象とならないので留意すること。

(3) 厚生労働省への報告

実施主体は、運営協議会による議論や（2）の実態把握調査の結果等を踏まえた報告書を作成し、別に定めるところにより厚生労働省に報告する。

4 留意事項

(1) (略)

(新規)

(3) 本事業は、調査内容に個人情報が多く含まれることが想定されるため、事業の一部を委託する場合は、個人情報保護のための条件を付すとともに、事業終了後も委託先が知り得た情報を漏洩しないよう徹底させるとともに、再委託については慎重に対応すること。

(4) 3の(4)の厚生労働省への報告の時期については、別に定めることとしているが、中間報告を12月、最終報告を年度末とすることを想定しているので留意すること。

(5) 実施主体は、厚生労働省が実施する調査や令和2年度障害者総合福祉推進事業による調査等に関する厚生労働省から協力依頼があった場合は、協力を努めること。

(削除)

(別記2-23) (同右)

(別記2-24)

意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業実施要領

#### 1 目的

現に手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員として意思疎通支援に携わる者のスキルアッ

(2) 本事業は、調査内容に個人情報が多く含まれることが想定されるため、事業の一部を委託する場合は、個人情報保護のための条件を付すとともに、事業終了後も委託先が知り得た情報を漏洩しないよう徹底させるとともに、再委託については慎重に対応すること。

(3) 3の(3)の厚生労働省への報告の時期については、別に定めることとしているが、中間報告を12月、最終報告を年度末とすることを想定しているので留意すること。

(4) 実施主体は、厚生労働省が実施する調査や平成31年度障害者総合福祉推進事業による調査等に関する厚生労働省から協力依頼があった場合は、協力を努めること。

(5) 本事業の成果は、第6期障害福祉計画の策定時に市区町村が活用できるワークシートの作成に活用する予定であるので、あらかじめ了知すること。

(別記2-23) (略)

(別記2-24)

意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業実施要領

#### 1 目的

現に手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員として意思疎通支援に携わる者のスキルアッ

プを図るとともに、手話通訳士の確保及び資質の向上を図る。

また、地域における計画的な意思疎通支援者の養成を推進することにより、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を目的とする。

## 2 実施主体（同右）

## 3 事業内容

### (1) 現任職員スキルアップ支援事業

ア～ウ（同右）

#### エ 要約筆記者スキルアップ支援事業

要約筆記者を対象として、現任研修を実施する。なお、要約筆記奉仕員から要約筆記者へのステップアップを目的に研修を実施する場合、本事業を実施して差し支えない。

事業実施に当たっては、平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

また、実施主体は、要約筆記奉仕員が現任研修を修了した際に登録試験を行い、合格者については、本人の承諾を得た上で、要約筆記者として登録を行うこと。登録した者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の要約筆記活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付する

プを図るとともに、手話通訳士の確保及び資質の向上を図り、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を目的とする。

## 2 実施主体（略）

## 3 事業内容

### (1) 現任職員スキルアップ支援事業

ア～ウ（略）

#### エ 要約筆記奉仕員スキルアップ支援事業

要約筆記者を目指す要約筆記奉仕員を対象として、現任研修を実施する。

事業実施に当たっては、平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

また、実施主体は、現任研修を修了したものに対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、要約筆記者として登録を行うこと。登録した者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の要約筆記活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、

こと。なお、活動ができなくなった者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、現任研修の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

オ (同右)

(削除)

(2) 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業

手話通訳者をはじめ意思疎通支援を行う者の地域における養成を促進するため、県及び政令市のレベルでコーディネーターを配置し、地域の課題などの把握や、市町村で行う事業と都道府県で行う事業とを連携させること等により、支援者の質と量の充実を図る。

【事業実施 (例)】

- ① 地域における『意思疎通支援者養成計画』の作成 (需

活動ができなくなった者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、現員研修の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

オ (略)

(2) 手話通訳士緊急確保対策事業

地域における手話通訳士の確保と技術向上に向け、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験の合格を目指した講座及び手話通訳士の技術向上のための講座について、管内より受講者を選定し受講させる。

受講者の選定に当たっては、手話通訳の派遣を行う事業所等と協議・連携し、選定すること。また、手話通訳士の技術向上のための講座については、原則、前年度合格した手話通訳士を選定すること。

(新規)

<p style="text-align: center;"><u>要と必要数、養成数等</u>)</p> <p>② <u>意思疎通支援者養成に係る地域課題の把握、改善手法の検討</u></p> <p>③ <u>広域実施の体制整備、市町村間の調整、好事例の展開</u></p> <p>④ <u>高校生や大学生等、若年層への働きかけ</u></p> <p>⑤ <u>難聴児の家族等への支援</u> 等</p> <p>4 留意事項 (同右)</p> <p>(別記 2 -25)</p> <p style="text-align: center;">重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</p> <p>1・2 (同右)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1)・(2) (同右)</p> <p>(3) 大学等の要件</p> <p>本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）<u>、高等専門学校、専修学校及び各種学校</u>）とする。</p> <p>また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下のア及びイの要</p>	<p>4 留意事項 (略)</p> <p>(別記 2 -25)</p> <p style="text-align: center;">重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 大学等の要件</p> <p>本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）<u>及び</u>高等専門学校）とする。</p> <p>また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下のア及びイの要</p>
---	--

<p>件を満たすこととする。 ア・イ（同右） （４）（同右）</p> <p>4 留意事項（同右）</p> <p><u>（別記 2-26）</u> <u>地域における読書バリアフリー体制強化事業実施要領</u></p> <p><u>1 目的</u> <u>視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）が、地域においてより身近に読書が楽しめるよう、読書バリアフリーに向けた地域における環境整備のための取組を総合的に実施することにより、視覚障害者等の読書環境の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>2 実施主体</u> <u>都道府県、指定都市及び中核市</u></p> <p><u>3 事業内容</u> <u>（１） 点字図書館と公共図書館等の連携強化</u> <u>点字図書館と公共図書館等が連携できるよう、協議会の場を設けるほか、点字図書館から公共図書館等に対して対面朗</u></p>	<p>件を満たすこととする。 ア・イ（略） （４）（略）</p> <p>4 留意事項（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>
---	--

読サービスやサピエの利用にあたっての支援に関するノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等を実施する。

(2) 視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援

視覚障害のみならずその他の障害（上肢障害や識字障害など）のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組（障害者団体との協議会の設置など）や、視覚障害以外の障害に関する接遇や留意点等の研修を実施。

(3) 地域における図書等の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成の強化

点字図書館と公共図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進にも取り組む。

(4) その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組

4 留意事項

事業の実施に当たっては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」等を踏まえ、地域の関係機関等（公立図書館や学校図書館、障害者団体等）と連携を図りながら取り組むこと。

